

東温市議会 新型コロナウイルス感染症対応指針

1. 目的

この指針は、東温市議会における新型コロナウイルスの感染予防対策、及び議員等が感染又は感染の疑いがある場合の取扱いについて定めるものとする。

2. 感染予防対策

議員は、次の感染予防対策に努めるものとする。

- ①マスク等の着用
- ②手指の消毒、手洗い、咳エチケットの徹底
- ③3密（密閉、密集、密接）の回避
- ④定期的な検温など、平常時における健康状態の把握
- ⑤感染拡大地域への訪問自粛
- ⑥県の警戒レベルに応じた感染回避行動の徹底

3. 感染又は感染の疑いがある場合の対応

(1) 感染が疑われる場合

- ①37.5℃以上の発熱や体調がすぐれない場合は登庁しない。
- ②感染者となる恐れが高まった場合には、速やかに議会事務局に報告する。
- ③医療機関を受診した場合は、その結果を議会事務局に報告する。

(2) 議員本人が感染者又は濃厚接触者となった場合

- ①保健所の指示に従い行動し、速やかに議会事務局に報告する。
- ②医師又は保健所の許可が出るまで登庁しない。
- ③議員本人が感染者となった場合は、県の公式発表後、報道機関及び市ホームページで感染の事実（市議会議員が、いつ、何名陽性者となったことのみ）を公表する。
なお、感染した議員の個人情報（氏名、年齢、行動履歴等）の公表は、本人の意志に基づき行う。

(3) 議員の同居家族が感染者又は濃厚接触者となった場合

- ①保健所の指示に従い行動し、速やかに議会事務局に報告する。
- ②同居家族のPCR検査が、陰性の結果が出るまでは登庁しない。
なお、PCR検査が陰性であっても、保健所が示す健康観察期間（2週間程度）は、不要不急の登庁を自粛する。

4. 会議の運営

(1) 本会議の運営

- ①感染拡大防止対策を行った上で開催する。
- ②議場の入室者に感染者が判明した場合は、その後の会議における執行機関の出席者は、議案審議等に必要な最小限の人員とする。
- ③正副議長が感染した場合は、仮議長の選挙又は選任を行い、議長の職務を代行する。
(地方自治法第106条第2項及び第3項)
- ④市長又は副市長のどちらかが感染した場合は通常どおり会議を開くが、両者とも感染した場合は、議会運営委員会で対応を協議する。

(2) 委員会等の運営

- ①感染拡大防止対策を行った上で開催する。
- ②委員会室の入室者に感染者が判明した場合は、その後の委員会等における執行機関の出席者は、議案審査等に必要な最小限の人員とする。
- ③正副委員長が感染した場合は、年長の委員が委員長の職務を行う。
(委員会条例第12条第2項)

(3) 会議室における感染拡大防止対策等

- ①議会の会議の出席者は、原則としてマスクを着用する。
- ②議会フロア内にアルコール消毒液を設置し、登庁者の手指消毒を徹底する。
- ③本会議及び委員会等の開催時は、1時間に1回以上、十分な換気を行う。

(4) 傍聴希望者への対応

- ①傍聴受付時に検温を実施し、37.5℃以上の発熱や体調がすぐれない方の傍聴は認めない。
- ②傍聴者の手指消毒、マスク着用等の感染予防対策を徹底する。

5. 感染者の人権に対する配慮

感染者やその家族等に対する偏見や差別、誹謗中傷等が行われないよう注意し、その啓発に努める。

この指針は、令和3年2月12日から施行する。

なお、今後の感染状況の変化に柔軟に対応するため、議会運営委員会でその都度対応を協議し決定するものとする。